

短期入所

▶ 事業所の形態

併設事業所

- 指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設(以下「指定障害者支援施設等」)に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。
- 併設事業所は、従業員の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等(以下「併設本体施設」)の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できる。
- なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。)を含むものとする。

空床利用型事業所

- 利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

単独型事業所

- 指定障害者支援施設等(指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。)以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

短期入所

○ 指定短期入所事業所として **併設事業所** を設置する場合

人員基準	従業者	指定障害者支援施設等 である当該施設が併設事業所 を設置する場合	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、 当該事業所として必要とされる数以上		
		指定宿泊型自立訓練事業所等 である当該施設が併設事業所 を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数		
			① 指定短期入所と同時に指定 宿泊型自立訓練等を提供する時間帯	指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	
			② 指定短期入所を提供する時間帯(①に掲げるものを除く)	当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 名以下	1以上
				当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 名以上	1に当該日の指定短期入所の利用者数の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（ 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ）			
設備基準	居室	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること			
	設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所事業の用に供することができる			

短期入所

○ 指定短期入所事業所として **空床利用型事業所** を設置する場合

人員基準	従業者	指定障害者支援施設等 である当該施設が、空床利用 型事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、 当該施設として必要とされる数以上		
		指定宿泊型自立訓練事業 所等 ※である当該施設が、 空床利用型事業所を設 置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数		
			① 指定短期入所と同時に指定 宿泊型自立訓練等を提供す る時間帯	指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業 所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	
			② 指定短期入所を提供する時 間帯(①に掲げるものを除 く)	当該日の指定短期入所の 利用者の数が 6 名以下	1以上
				当該日の指定短期入所の 利用者の数が 7 名以上	1に当該日の指定短期入所の利用者数の数が6を超えて 6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（ 管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ）			
設備基準	居室	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること			
	設備	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有すること			

※指定宿泊型自立訓練事業所等 …… 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

短期入所

○ 指定短期入所事業所として **単独事業所** を設置する場合

人員基準	従業者	指定生活介護事業所等	① 指定生活介護等のサービス提供時間帯	当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	
			② それ以外の時間帯	当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 名以下	1以上
				当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 名以上	1に当該日の指定短期入所の利用者数の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
		指定生活介護事業所等以外	上記②と同じ		
	管理者		原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
設備基準	居室		・ 1の居室の定員：4 人以下 ・ 地階に設けてはならない ・ 利用者1人あたりの床面積：収納設備等を除き 8 m²以上 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること		
	設備	食堂	・ 食事の提供に支障がない広さを有すること ・ 必要な備品を備えること		
		浴室	利用者の特性に応じたものであること		
		洗面所、便所	・ 居室のある階ごとに設けること ・ 利用者の特性に応じたものであること		